

五監委発第 57 号
平成30年2月26日

五所川原市議会議長 磯辺 勇司 様
五所川原市長 平山 誠敏 様

五所川原市監査委員 小田桐 宏之
五所川原市監査委員 稲葉 好彦

平成29年度定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果について、同条第9項の規定に基づき提出します。

監査結果報告

第1 監査の種別

定期監査（地方自治法第199条第4項による監査）

第2 監査の対象

本監査は、以下の部局等について、平成28年度から平成29年度（一部）の財務に関する事務の執行を主体に監査を実施した。

・福祉部（保護福祉課・家庭福祉課・介護福祉課）

第3 監査の期間

平成29年10月2日から平成29年10月31日

第4 監査を実施した監査委員

小田桐 宏之 監査委員

稲葉 好彦 監査委員

第5 監査の実施要領

本監査の実施にあたっては、関係帳簿及び書類の提出を求め、必要に応じて関係職員から事情を聴取するなどし、所管事務事業が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とし、五所川原市監査基準に則り公正妥当な監査方法により実施した。

第6 主な監査項目

①歳入調書・・・全般

②歳出調書・・・報酬、賃金、報償費、旅費、交際費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、公有財産購入費、備品購入費、負担金、補助金及び交付金、扶助費、貸付金、補償補填及び賠償金、償還金利子及び割引料、投資及び出資金、繰出金

③納入通知書

④委託契約書（契約金額が1件につき50万円以上）

⑤旅行命令簿

⑥復命書

⑦現金取扱事務の状況

⑧公金以外の通帳及び出納簿

第7 監査の結果

監査の結果、軽微な誤りはあったが、概ね良好と認めた。

監査結果報告

第1 監査の種別

定期監査（地方自治法第199条第4項による監査）

第2 監査の対象

本監査は、以下の部局等について、平成28年度から平成29年度（一部）の財務に関する事務の執行を主体に監査を実施した。

・経済部（農林水産課・農村整備課・商工労政課・観光物産課）

第3 監査の期間

平成29年11月1日から平成29年11月30日

第4 監査を実施した監査委員

小田桐 宏之 監査委員

稲葉 好彦 監査委員

第5 監査の実施要領

本監査の実施にあたっては、関係帳簿及び書類の提出を求め、必要に応じて関係職員から事情を聴取するなどし、所管事務事業が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とし、五所川原市監査基準に則り公正妥当な監査方法により実施した。

第6 主な監査項目

①歳入調書・・・全般

②歳出調書・・・報酬、賃金、報償費、旅費、交際費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、公有財産購入費、備品購入費、負担金、補助金及び交付金、扶助費、貸付金、補償補填及び賠償金、償還金利子及び割引料、投資及び出資金、繰出金

③納入通知書

④委託契約書（契約金額が1件につき50万円以上）

⑤旅行命令簿

⑥復命書

⑦現金取扱事務の状況

⑧公金以外の通帳及び出納簿

第7 監査の結果

監査の結果、軽微な誤りはあったが、概ね良好と認めた。

監査結果報告

第1 監査の種別

定期監査（地方自治法第199条第4項による監査）

第2 監査の対象

本監査は、以下の部局等について、平成28年度から平成29年度（一部）の財務に関する事務の執行を主体に監査を実施した。

- ・会計課、高等看護学院

第3 監査の期間

平成30年1月9日から平成30年1月31日

第4 監査を実施した監査委員

小田桐 宏之 監査委員

稲葉 好彦 監査委員

第5 監査の実施要領

本監査の実施にあたっては、関係帳簿及び書類の提出を求め、必要に応じて関係職員から事情を聴取するなどし、所管事務事業が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とし、五所川原市監査基準に則り公正妥当な監査方法により実施した。

第6 主な監査項目

①歳入調書・・・全般

②歳出調書・・・報酬、賃金、報償費、旅費、交際費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、公有財産購入費、備品購入費、負担金、補助金及び交付金、扶助費、貸付金、補償補填及び賠償金、償還金利子及び割引料、投資及び出資金、繰出金

③納入通知書

④委託契約書（契約金額が1件につき50万円以上）

⑤旅行命令簿

⑥復命書

⑦現金取扱事務の状況

⑧公金以外の通帳及び出納簿

第7 監査の結果

監査の結果、概ね良好と認めた。